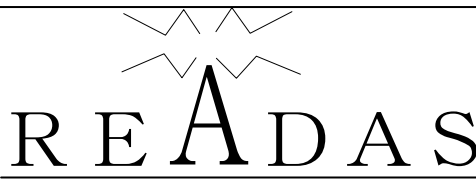


| | | |
|----------------|--|------------------------|
| 第 5710 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース |
| | | (2017年)平成29年 5月15日 月曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 登録免許税の改正

Q：平成29年の税制改正で登録免許税の改正があったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

平成29年の税制改正で、登録免許税の取扱いが改正(延長)になりました。

- ①土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減(平成31年3月31日まで2年延長)
 - ・所有権の移転登記
本則2.0%→軽減措置1.5%
 - ・所有権の信託の登記
本則0.4%→軽減措置0.3%
- ②住宅用家屋の所有権の保存登記(平成32年3月31日まで3年延長)
本則0.4%→軽減措置0.15%
- ③住宅用家屋の所有権の移転登記(平成32年3月31日まで3年延長)
本則2.0%→軽減措置0.3%
- ④住宅取得資金の貸付等に係る抵当権の設定登記(平成32年3月31日まで3年延長)
本則0.4%→軽減措置0.1%

なお、上記②から④までの軽減措置の適用を受けるには、登記の申請書に住宅用家屋の所在地の市区町村長の証明書(住宅用家屋の床面積が50㎡以上であること等の一定要件を満たす旨の証明)を添付の上、その住宅用家屋の新築又は取得後1年以内に登記を受けなければなりません。

